



大型店の進出などで都市化が進む役場周辺

農業振興地域整備計画 全体見直しを実施

横芝町の農業振興地域整備計画は、昭和49年に県の認可を受け策定し、昭和63年に一度全体見直しを実施しました。農業振興地域整備計画については、国の農業振興地域の整備に関する法律により、県の指導のもと、従来各市町村はおおむね10年ごとに全体見直し作業を行っていましたが、平成5年度から5年ごとに全体見直しを実施することになり、当町も平成7年度に県の指定を受け、全体見直しの作業を実施することになりました。

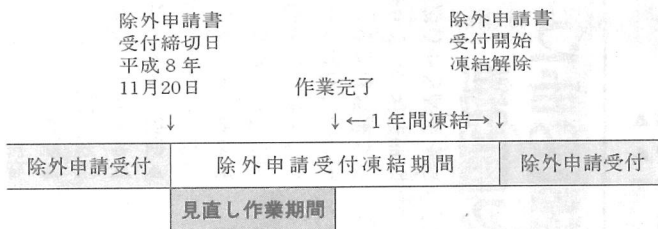
見直しの目的は……

今行おう見直し作業は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的、経済的条件及び社会的諸条件や農業の将来見通しなどを考慮して、農業の振興を図るべき地域を明確にします。そして、その地域における土地の有効利用と農業の近代化などの諸施策を総合的に推進していきけるよう見直しする予定です。

除外された農地は……

農業振興地域内の農地は農用地区域内と農用地区域外に分けられますが、見直し作業によって農用地区域から除外された農地については、農地転用（農地

全体見直しの予定



法4条、5条)で他の目的に使えない限り、あくまでも農地であり、従前のように耕作していても、差し支えありません。また、固定資産税も農地のままであれば現状と変わりありません。(相続税、贈与税について)

ては、農用地区域外のため若干増額されます)

除外したい場合は……

農用地区域内の農地を農地転用(農業委員会)する場合は、事前に農用地区域から除外する必要があります。

全体見直し作業に入ると作業中と作業完了後1年間は、農用地除外申請の受付が一時凍結されますので、住宅の建築やその他の計画が具体的にあり、次の5要件を満たしている場合は、11月20日までに産業振興課へ、農業振興地域整備計画変更申請

書(農用地区域除外申請書)を提出してください。

- ①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ②農用地区域の利用上の支障が可能なかぎり軽微であること。
- ③変更後の農用地区域の集団性が保たれること。
- ④土地利用の混在が生じないものであること。
- ⑤土地改良事業などが完了(完了公告後)8年以上経過していること。

※ご不明な点は、産業振興課農林水産係(☎82-1111内線336)へお問い合わせください。

放し飼いはみんなの迷惑

■の放し飼いは法律で禁じられていますが、「農作物や庭を荒された」「子どもが追いかけられた・かまれた」などといった危害及び被害が依然として後を絶ちません。

■葉県全体でも、昨年は1万件の犬に関した苦情件数のうち、7割が放し飼い・野良犬に関したものでした。

他人に被害を与えてしまった場合は、全て飼い主の責任で損害賠償責任を問われます。

■と動物がなかよく生活できる町づくりのために、犬・猫は正しく飼いましょう。

なお、やむを得ない事情で犬・猫が飼えなくなったときは、引取り制度がありますので、環境衛生課環境衛生係(☎82-1111内線266)へお問い合わせください。

